

図書館の資料をコピーする場合は著作権法第31条を守りましょう

館内のコピー機を使用したら、『コピー機利用申込書』に記入し、
カウンターに提出してください

(統計をとっています)

●著作権法 第31条

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

1. 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
2. 図書館資料の保存のため必要がある場合
3. 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

※第31条は、図書や記録などの資料を利用してもらう図書館等において、著作者の許諾を得ることなく著作物を複写できる規定です。図書館に設置したコピー機は、第31条による複写サービスを行う目的で設置されたものなので、**館内資料以外のものを複写することは、目的外使用となります**。ご協力をお願い致します。